

振り込め詐欺救済法に基づく

被害回復分配金「決定表」閲覧のご案内

振り込め詐欺救済法における被害回復分配金の支払申請をいただいた方、およびその代理人の方については、支払該当者が決定した後、「決定表」を閲覧いただくことができます。

当組合における閲覧方法等は下記の通りです。

*閲覧にあたっては、事前にご予約をいただきますようお願いいたします

1. 閲覧の予約

貯金為替課<059-354-8865 (平日 午前9時～午後5時)>へご連絡ください。後日、担当部署より日時、場所等についてご連絡させていただきます。

2. 閲覧日時

平日の午前9時から午後3時まで<祝日と振替休日と年末年始(12月31日～1月3日を除く)>

3. 閲覧場所

三重北農業協同組合本店、対象口座保有支店

*閲覧時に必要なもの

閲覧の際は、「決定表閲覧請求書」(*)をご提出いただくとともに、本人確認をさせていただきますので、運転免許証、パスポート等で請求の日において有効な本人確認書類をご持参ください。

(*)「決定表閲覧請求書」は、当組合にてお渡しいたします。

【注意事項】

- ・決定表を閲覧できる方は、当該口座の被害回復分配金の支払申請人およびその代理人に限られております。また、閲覧は当該口座のみで、決定表の複写・写真撮影等は法令により禁止されております。
- ・代理人の方は、委任状および申請人ご本人の印鑑証明書等が必要となります。

【お問い合わせ及び送付先】

三重北農業協同組合 貯金為替課

〒510-0067 三重県四日市市浜田町4-20

TEL059-354-8865<月曜日～金曜日 9:00～17:00>

(除く祝日、振替休日、12月31日～1月3日)